

## レクシャスの初期の刑事過失論について

井上, 祐司  
九州大学助教授

<https://doi.org/10.15017/1437>

---

出版情報 : 法政研究. 29 (1/3), pp.135-158, 1963-02-28. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



# レクシャスの初期の刑事過失論について

井 上 祐 司

## は じ め に

今日東独刑法理論は、これまで自らのたててきた諸命題について根本的な変革を遂げようとしている。<sup>(二)</sup> ゲラーツ、レクシャス、レンネベルクらによって建てられ、刑法総論教科書初版(一九五七年)に結実した理論体系が、いく度かの批判と論争の末、レクシャス、レンネベルクをも加えた自己批判の形で改められつつある。

ドイツ民主共和国の社会の発展につれて国家の今日の刑事政策の中心課題は次の点にある。即ち、反革命犯罪・重大犯罪とそれ以外の犯罪とを階級性を異にしたものとして区別し、後者への犯罪斗争形態を国家的刑事制裁から解放し、社会諸機関例えば苦情処理委員会 Konfliktkommission などによる教育、自由剝奪を伴わぬ新刑種(条件付有罪判決・公的非難)の活用など、社会の政治的・道徳的統一、全市民の生活利益の基本的共通性に基いた社会や国家による教育的反作用によって後者の法違反者と斗争することにある。ところが刑法理論はこの刑事政策の要求から完全にたちおくれしてしまっている。そればかりか、この理論は現実の裁判活動や社会組織による犯罪斗争にブレーキをかける結果を齎し、有害なものとなさえている。刑法理論のあやまった根本的命題―「すべての犯罪が階級斗争の表現である」というテーゼ―によって犯罪論や行為者人格の理論が硬直してしまっている。古い実証主義的な法見解の狭隘さ、教条主義の克服こそ今日の刑法理論の急務であるという。このような自己批判の全容とその意義については、批判の対象

となった理論の基本線にそって自らの研究を進めてきた筆者として、当然筆をとる責務があるが、ここでは未だその用意がない。近い機会に別稿で検討したい。

ここではこういう事情をも念頭において、レクシヤスの過失理論にふれたい。彼の理論は、初期について、総論教科書（一九五七年）に結実するまでに現れた二つの論文と、後期について、新刑法典編纂事業の中で展開された四つの論文<sup>(三)</sup>について見ることができ、初期の理論と後期のそれとは重要な変化があるばかりでなく、後期の理論——それじたいにも転換があるし若干の強い批判もある——はこのたびの教条主義という批判の対象とはされず、寧ろ肯定的に評価されている。紙面の都合で、本稿では初期の理論とそれを生んだ諸状況を分析しよう。

## 一 レクシヤスの理論

一 レクシヤスの最初の過失理論は「ノイエ・ユステイツ」誌上に発表された「過失によって実行された犯罪の取扱いのための覚書」<sup>(一)</sup>（一九五二年八月）という論文にみることができ、この論文は、アプス・ウィルダウ事件とマンスフィールド・コンビナーツ・ウィルヘルム・ピーク事件<sup>(二)</sup>という工場災害事件について過失犯罪斗争の重要性を喚起した国家統制中央委員会議長フリッツ・ランゲの論評と、その後<sup>(三)</sup>に起ったマルチン・フープ・シャフト炭坑災害事件<sup>(三)</sup>を直接の契機として書かれた。しかし、この論文で既に「因果関係論」<sup>(一)</sup>（一九五二年）やその翌年公表される彼の「犯罪論体系」と「行為論」に示される犯罪論の基本命題がうちだされ、その基礎の上に過失論が展開されている。

この論文の主要な主張は、過失にも行為者の法秩序に対する敵対的目的設定があることを指摘したことである。そして上位概念としての責任に本質規定を与え、過失という心理態度を軽い責任形式とする従来の見解を形式心理学的見解、又は、心理主義として非難している。どういふ過程を経てこういう結論をレクシヤスはひき出したのか。

二 司法の任務は勤労人民の敵の打破と意識のおくれた市民の教育にある。この任務を果すことができるように階級敵の犯罪のやり口と犯罪の種々の意味とその実行形態を司法機関に十分に認識させねばならない。彼はこういう実践的要求にどういう形で答えようとするのか。

彼はまず犯罪の本質と現象形態の認識が出发点であるとして、

「犯罪は一般的に言へば階級斗争の表現である。従ってそれは階級性を帯びている。犯罪とは、わが国家秩序における社会関係の危殆化とそれを保護するためにたてられた法秩序の侵害を有責にもたらし、且つ、ドイツ民主共和国の法規によって可罰的と言された行為である。」

とのべている。犯罪は行為者と刑法的に保護された社会関係（客体）との間の過程であって、行為者はこの客体を侵害することにより現存の階級関係と敵対関係にたつ。行為の過程において客観的に犯罪客体の侵害・危殆化として現れるものは、その主観的原因として犯罪の主観的側面＝責任に既に現れている。

「責任を犯罪客体に関連させて吟味するとき、それはその本質において問題となっている行為に表現された犯罪者の、わが国家社会秩序や、ドイツ民主共和国の刑罰法規によって保護された勤労国民・その同盟者の利益や、に対する敵対的心理態度 *feindliche Einstellung* であるということになる。」

心理態度の敵対性とは、——そのもとで彼が目的を實現しようと考えているところのその条件の下においては——わが社会の民的主的諸関係と矛盾の中に自らを見出すところの目的が犯罪者の頭の中にあるということにある。……目的設定と犯罪の客体との間の矛盾は非現実的構造物でなく、実際に存在するもの、裁判所によって確定可能なものである。」

この敵対的目的設定は故意犯においては明白である。しかし、違警罪 *Polizei delikt* とか誰でも一度は犯す紳士犯罪 *ein Kavaliers delikt* とさえ通常考えられてきた過失犯について果してこういう敵対的目的設定＝責任の本質を見ることができようか。彼は自問して次のように答える。

「第一に認識さるべきことは、過失が責任の形式であるということである。……その形式は別として、本質的には故意責任と區別はないということである。故意と過失は一定の内容をもった心理形式である。この内容が責任である。故意・過失は……責任の現象形態であり……責任の……存在形式である。責任はこの形式がみたまされる限りでのみ存在する。」

三 過失が責任形式だから過失の中に当然に責任の本質に敵対的目的設定があるという論法では実はまだ証明になっていない。過失においても行為者の現実の目的が刑法で保護された階級關係に敵対的にむけられているということが直接論証される必要がある。結果の予見のない場合実際に行為者が意欲したものはアン・シツヒには何ら犯罪的でなく寧ろ、肯定的、積極的なことからの達成にあったらべきであるから。

そこで彼は、過失においても行為者の個人的目的を吟味し、結果の予見、それにもかかわらず行為えとかりたてたものが何か、或は、結果の不予見、予見可能性と義務という心理的契機を確定せねばならないという。しかし、

「このような心理契機の吟味は過失確定のための本質的な前提条件であるが、それがすべてではない。誤った過失論では無視されているところのもっとも多くの契機が吟味されねばならない。……即ち、(1) 行為者の具体的な社会的義務、die konkreten gesellschaftlichen Pflichten des Täters, oder, die gesellschaftliche Stellung (2) 事実的な事物の状態 tatsächlich Sachlage (3) 行為者人格 die Persönlichkeit des Täters yāgo。」

彼は過失の有無と程度の確定におけるこの三つの契機の吟味をしてゆけば、そこに過失の心理態度が敵対的心理態度であることが解るといのである。彼はアブス・ウィルダウ事件を例として三つの契機を説明する。

この事件は燃料工場の失火事件である。事件を私なりに構成してみると大体次のようなものであったと思われる。工場に設備されていた排出管の取外し修理作業を請負った配管工被告人丙は、その修理作業中熔接器を使用し、その火ぐちを排出管に近づけたまま置いたため、工場タール屋根からその排出管に流れこんでいたタールに火がつきそれが原因となって工場を焼失せしめ、失火の責任をとわれた。さらに、当該修理の請負契約に当り、工場の係長乙は、さきに工場長が防火条項を契約に挿入するという指令書

を係に発していたのに係員の怠慢のためこの指令を知らず、防火条項を契約に当り挿入していなかったという過失により、また、工場長甲は指令が果して実行されているかどうかの監督につき十分でなかった過失によりそれぞれ失火の責任を問われた。

レクシヤスはこの事件について、まず、行為者の社会的義務の問題をとらう。甲乙丙三者は社会生活上の彼らの夫々の機能から具体的義務が課せられているという。甲は監督義務、乙は契約に防火条項を入れる義務（甲、乙のこの義務は業務規則によってかされた特に高い義務である）、丙は修理について事態に適した作業をする義務（排出管から離れたところに溶接器をおくべきであった）がある。一般的に言えば、社会生活上の機能から生ずる義務は、行為者が通常の市民か、責任ある公務員、医師、事故防止責任者かによって義務の程度が異なる。また、その義務は憲法、刑法、種々の規則や指令などから、また、明文で規定されることなしに行為者の社会的機能から彼の活動領域に個別的に課せられている。次に、具体的事情の吟味として、丙について説明する。事件の客観的事情は排出管の溶接が火災をおこす危険のあることを認識せしめるような性質のものであったかどうか。彼はこれを個々の事件での事実問題だという。丙が修理の領域における技工として示すべき配慮 *Umsicht* をしたにもかかわらず客観的事情から火災の危険が予見できないなら過失はない。第三に行為者人格の吟味がある。客観的に予見できないとしても、もし丙が屢々当工場の修理を手がけておいて、工場の屋根のタールぬりのことやタールが排出管の中に流れこんでいる事実を知っていたとすれば、過失の認定は変化する。このように丙に特有の知識・経験があったとすれば、個人的には火災の危険を予見することは極めてたやすい。にもかかわらず丙が散て慢然火ぐちを排出管に接近しておいたとすれば、彼のその心理態度は一般の勤労人民の心理態度とは異質のものである。彼らはその具体的事情を尊重して修理という目的実現のため違った途を選ぶからである。かくてレクシヤスは過失犯罪者の敵対的心理態度を指摘する。

「抽象的にみれば過失行為者の目的は敵対的でないように見えるが、具体的にみると敵対的である。なぜなら、行為者は彼がその義務、客観的事情、その人格からして尊重すべきであったところの特定の契機を尊重しなかったからである。この際、他の誰もがしていないことがここで要求されているのではない。わが秩序の建設と発展に際して勤労者が何千回となく正しくやっているこ

とが正に要求されているのである。……行為者がそれをしないなら、彼は勤労者の目的を追究しているのではなくて、正にそれと対抗しているのである。彼の到達した結末がこれを証拠だてている。彼の頭の中には、彼の行為を決定したところの、わが秩序の現発展段階の条件下において完全に誤った、然り、敵対的な、もろもろの表象が見出される。

……過失においてはその敵対的心理態度は不知 *Unwissenheit* の背後にかくされている、もっと正しく言えば、不知の中にある。不知は具体的場合には発展を妨たげ、国家社会の秩序を危険にする契機であるが故に、即ち、勤労人民とその同盟者の立場からこの不知が道徳的・政治的に非難されるものであるが故に、不知は敵対的心理態度の表現である」

四 過失という心理形式のどこに法秩序に対する敵対的な目的設定という契機があるか、という問題についてレクシヤスは以上の答を示した。それは、要するに、過失も故意と同様に、その心理態度（多くは不知）が社会的に危険であり（実質的に違法）、道徳的に非難される心理態度だ、ということに外ならない。一定の心理態度（過失の概念＝主観的構成要件を充足した心理態度）の社会的意味、つまり、一定の心理（それは常に現実的なある目的設定である）に対して法秩序からその目的設定は敵対性（＝社会的危険性と道徳的非難性）をもつ目的設定だぞという意味が附与されるということである。かくて、彼は責任形式としての過失が敵対的心理態度であることが証明されたとして、次のように論文を要約する。

(一) 責任とは敵対的な心理態度である。(二) 過失責任の定義。過失で行為する者というのは、(1) その行為が客観的犯罪メルクマールを実現しようという認識をもって、十分の根拠もなしにそれが起らないだろうと当にするととき。又は、(2) 実現しようことを知らないが、彼の社会的義務、その行為の諸状況および彼の人格からすれば、実現しようことを認識したに違いないとき、である。

(三) 過失は責任形式であるから、国家社会秩序と人民・同盟者の利益に対する敵対的な心理態度である。(四) 過失においては心理契機のみならず、どこにその敵対性があるかをえぐり出さねばならぬ。その心理態度の社会的危険性と道徳的非難とを明確に示し、よつてもって、行為者や他の意味のおくれた市民に対して、彼らがどの点で自らを変革せねばならないかを示し、人民・同盟者・社会団体、就中国国家機関に対しては、彼らの教育作業をどの点に移さねばならないかを示し、かくて、その種の犯罪が二度と実行されない

ようにしなければならない。(四) 認識ある過失かなき過失かということよりも、さきの三つの契機の吟味が大切である。(五) この三つの契機は、認識ある過失においては、「根拠なしに當にする」*“Sich-Verlassens-ohne-zu-reichende-Gründe”* という契機の吟味にとつて、特に重要となるし、認識なき過失においては、「当然認識すべきであつた」*“Kenntnissen”* ということにとつて特に重要となる。(七) 危険性の程度は常に必ず故意よりも少ないということはない。現存の階級状況、過失行為の結果、義務違反の種類、個々の事件の具体的事情に照応して決定されるなど。

以上がレクシヤスの過失論の概要である。この論文に対して、アルフレッド・カイゼル博士が同誌十月号に早速反論をよせた。(四) この反論について、更に、ライプツヒ大学刑法研究所のレンネベルクが基本的にはレクシヤスの立場を支持しつつ、同じく十一号と十三号とにわたつて、かなり長い反批判をのせた。(五) そこで次にこの二人についてその論争の跡を要約しよう。

## 二 反 響

一 カイゼル博士の批判は三点にある。第一は「犯罪は階級斗争の表現だ」という主張について、第二は、主観的帰属可能性の問題である責任を客観的な犯罪過程の一要素として位置づけたことについて、第三は、責任の本質を敵対的な心理態度とした主張について、ここでは一と三にふれよう。

まず、犯罪は支配階級の側から見れば常に階級性をもつといえるとしても、法違反者の側から見るときは必ずしもそう言えない。犯人が支配階級の一員であるとき、法秩序を侵害してもそこには階級斗争的動機はないのだからその犯罪に階級性があるとは言えない。

次に、責任の本質という概念は故意・過失の類概念としての責任概念のほかに、「第二の責任」を構成するものである。

カイゼルは、レクシヤスが明らかにスターリンの「上部構造の積極的役割」というテーゼを適用して、責任概念に今日のわが社会

秩序に奉仕するような内容をもたせようとする努力でもって彼が導かれているという。それと同じ努力はソヴェト刑法学において、マニコフスキーの責任評価説やピオントコフスキーの「広義の責任」「責任の程度」の理論にも現れている。これら「第二の責任」の概念構成は、既にセルゲエワによって批判されたし、この批判がそのままレクシャスに当嵌まるとカイゼルはいう。法定構成要件の主観的要素たる故意・過失のほかに、この法定の形式を越えて責任概念を考えることは余計なことである。ただ、裁判官は、行為と行為者の性質を正しく秤量し、それに応じた刑罰を個別化することが必要であり、そのために法定構成要件に属さないが事案の性格づけに重要な意味のあるすべての事情——“Begleitkomplex”——の秤量が必要であり、レクシャスのいう敵対的な心理態度とは結局この複合の一つたる犯罪実行の「一般的動機」にすぎない、と。

二 カイゼルの批判に対するレンネベルクの反批判は犯罪の階級性と責任の階級性について詳細に展開された。その要点をのべよう。

第一に、犯罪の階級性について。

「階級斗争は二つの側面をもつ。犯罪者の支配階級秩序にたいする斗争という側面と、権力機関としての国家のこの攻撃に対する反作用（刑罰）という側面と。階級斗争一般と同様に、特殊的に犯罪と刑罰とは、階級社会に客観的に生ずる弁証法的過程の二つの側面である。……」

……犯罪の階級性はカイゼルのいうように、行為者が『階級斗争的動機』をもっているか否かに依存するものではない。犯人が経営の製品を西ベルリンに密売するとき、純粹の利欲の動機をもとうが、社会主義体制を意識的に危険にしようという動機をもとうが、彼がそのことで勤労人民の利益を犯し、計画経済を妨害し、そのことの故に、彼が客観的に社会主義体制の敵であるという事実は変らない。……刑法史と刑法は客体が常に支配階級の経済力と政治力が、その上に成り立っている社会関係と社会制度、それ故にまた支配階級がその維持と発展に利益をちも、国家による刑罰保護の下におくところの社会関係と社会制度であることを示している。」

彼は犯罪と刑法の階級中立性をとく理論の虚偽性は歴史的事実が示すとして次の具体例を示す。奴隷制社会における奴隷の殺害、近代社会における企業災害、西ドイツにおけるいくつかの共産主義者殺害事件、ワイマール時代のフェーメモルト、アメリカのキュー・クラックス・クランなど。

次に、レンネベルクは責任の階級性の問題にふれる。レクシャスは決してソヴェト刑法学における責任評価説と同じではないから、セルゲーワの批判とは関係しないという。責任の概念には故意・過失を一つにつつま概念として両責任形式に共通の、本質的メルクマールをつかまねばならない。故意・過失の定義において重要なのは、犯人の意識と意欲の、行為事情と結果に対する関係である。この関係を形式からすれば犯人の思推と犯罪客体との心理関係であり、その内容からすればその心理関係は一つの社会関係である。従って、レクシャスは責任概念の形式面の一般化として「心理態度」という要素と、内容面の一般化として「敵対性」という要素をとりだしたのである。この一般概念の正確さについては議論があろうとも、責任という一般概念が両形式の心理的現象形式を一般化したものであると同時に、両形式に共通の社会的本性―その階級性―を特徴づけるものであるということの存在正当性 *Daseinsberechtigung* については疑はない。かくて過失について彼はいう。

「過失で行為する犯人の心理態度の危険性は、従って、彼がその個人的目的の追行に当り、勤労人民がすべての個人の行為についてたてているところの諸要求を無思慮・軽卒に無視するということにある。……刑法によって保護された階級関係との関係なしに考えられた責任概念は責任の本質を隠べいし、搾取者刑法と社会主義刑法との原理的対立を隠すものである。」

以上がレンネベルクの反批判の概要である。まことにレクシャスの意とするところを忠実に説いている。この論争は、ソ連の二〇回党大会におけるスターリン批判（一九五六年）<sup>(六)</sup>、東独における第三回党協議会（一九五六年）以来、いわゆる「自由化」の波にのって展開された一九五六年の「階級斗争と刑法」をめぐる論争にまでひきつがれ、更に、メルツァ、クロツチらの批判<sup>(八)</sup>によって結局今回のレクシャス、レンネベルクの自己批判をもって幕をとじることになる。すべての犯罪が階級斗争の表現であるとゆう出発点<sup>(七)</sup>は、社会主義社会の犯罪に関する限り否定された。この根本命題の否定が従来の犯罪論体系、構成要件論、責任論、過失論にどうい

う展開をみせるかは今後の研究をまたねばならない。レクシヤスの過失論をみる限りでは、彼はフォイエルバッハの過失論を手がかりとして全く新しい理論を展開するのであるが、ここでは、今までみてきた初期の過失論がどのような理論的・社会的背景のもとに生れたかについて若干の考察をしよう。

### 三 社会的・理論的背景

一 レクシヤスのこの過失論を生んだ若干の社会的背景を顧みよう。この論文の出た一九五二年八月を中心としてその前後の社会状況をとりあげよう。

第一、この時期は東独が革命の第一期に終りを告げ第二期に突入した時期であった。即ち、一九四五年以来のブルジョア民主主義革命の貫徹とファシズム的ドイツ帝国主義の根底の絶滅の時期が成巧的に終了し、その成果たる経済構造と階級関係の変更は国家権力の基礎をかため(人民所有・協同所有が五二年末工業生産の八一%を占め、農業では協同組合が進められた)、今や「社会主義建設への移行」が直接国家の課題となった(第二回党協議会)。さらに国際的には、現在世界はソヴェトを中心とする平和勢力とアメリカを中心とする戦争勢力に二分され、平和勢力の政治・経済力の進展と戦争勢力における資本主義の危機と内部矛盾とは、帝国主義勢力をして平和勢力への戦争を準備することによってこの矛盾の出口を見出させんとしている(ソヴェト第一九回党大会)。この情勢分析は、西ドイツの再軍備、NATOへの編入によって東ドイツにとり特別の説得性をもったと考えられる。かくてドイツ民主共和国の成果とその防衛の国民的戦斗力を創造することによるドイツ統一とソ同盟との平和条約という更に大きな目的への途を補うことが必要となり、社会主義への移行は、平和の確保とドイツ統一のための必須の斗争手段であるとされた。<sup>(九)</sup>ウルブリヒトは国家のさし迫った三つの

課題として次のようにこの協議会で示した。

「(1) 滅ぼされ収奪された大資本家・大地主の反抗を打やぶること、資本の権力を回復せんとする彼らのあらゆる企図を粉碎すること。(2) 労働者階級をめぐるすべての勤労者の協力の助けをもって社会主義の建設を組織すること。(3) 外敵から祖国を防衛するため反帝国主義斗争のためのドイツ民主共和国の武装された斗争力を創造すること。」

クレールゲル教授（「ウォルター・ウルブリヒト」名称ドイ ツ行政アカデミー、国家学法学部問部長）はこのような新しい国家社会の発展段階にてらして、

「従って国家機関の全活動、特に、民主主義的合法性はこの主要課題の実現に奉仕せねばならない。それが上部構造の土台に対する積極的役割である。……そこでわが合法性の操縦の正しさの基準となるのは、それぞれの場合にその操縦が、社会主義国家の三つの主要課題の実現に奉仕するかどうかという問題の吟味である。」

つまり、平和勢力に対する戦争準備という国際情勢が特に西ドイツ再軍備とナトー加入によって益々きびしく理解されると共に、社会主義建設の主要な道具は国家権力であるという認識に助けられて、社会主義建設を直接の課題とした東独において、国家権力の強化が外的にも内的にも要請されたことがうかがえる。しかし、こういう情況だけでは刑法理論、特に、過失論の動向を決定する要因としてはまだ抽象的と言わねばならない。そこで第二にもっと近い要因として、当時の反革命犯罪の実体をとりあげねばならない。この点についてノイエ・ユステイツ誌編集部は次のように述べている。

「ドイツ統一と正当な平和条約のための斗争は新しい段階に移行した。それは、犯罪の領域において、西の側からわが共和国に忍び込むテロル集団のきたない活動が強化されたことによって、且つ、犯罪斗争の領域において、この強化に応じて鋭くされたわが防衛の強化によって示された。ドイツ共和国最高裁第一刑事部は、一連の手續で被告人となった手先・スパイ・怠業者にもっとも重い刑を科した。最高裁は（爆発物テロリスト、ブーリアネックとその徒党に対する訴訟で）最初の死刑を言渡した。」

これらの国際的国内的緊張の雰囲気、特殊的にはレクシヤスの過失論の社会的背景をなすことが理解される。しかし、これらの社会的背景と刑法理論との関連は直接的には依然遠い距離にあるであろう。むしろ、稲子助教授指摘のように、こういう社会的背景を規定した国家理論や法の一般理論の諸命題——、社会主義建設の主要な道具は国家権力である、社会主義の発展につれて階級斗争は激化する、法律の厳守としての上からの社会主義合法性の把え方——こそもっと直接的に刑法理論に係り合つたと考えねばならないであろう。<sup>(二三)</sup>そこで次にこの点を若干と  
りあげよう。

二 この時期には東独における理論分野においてスターリンの二つの論作（言語学の諸問題と社会主義の経済的基礎）に基づく理論の深化が一つのテーマとなっていた。

まず、この労作をめぐって一九五一年六月二三日、二四日に社会主義統一党の理論家協議会が開かれた。しかしこの党会議には法律部問としては唯一人行政法の分野から行政学者が報告をしたにとどまつたため、アインハイト主筆・党政治局員、国家賞受賞者フレッド・エルスナーは協議会の結論で最初に法律の分野にふれ「残念ながら法律家は討論ではあまり成功していない。それは同志スターリンがその著作であつかつている問題が法律学に直接関係しているだけに、なおさら奇異なことである。」と述べた。<sup>(二四)</sup>

この党理論家協議会が動機となり、更に、十月一八日、一九日、二十日の第七回党中央委員会の「イデオロギー水準の立遅れ」の指摘と相俟って、一九五一年十二月一五、一六両日に、ライブチツヒ大学国家と法理論研究所主催で実務家を含む全法律家の理論集會が開かれた。そこで刑法の分野を担当したグラーツ（バーベルスベルク、ドイツ民主共和国中央司法研修所所長）は「刑法の領域における合法性の原理」と題して報告した。その中でグラーツは次のようにのべている。

「ポツダム宣言はドイツにおける軍国主義とナチスの根絶と民主國家の創造のための手段の一つとして、司法が合法性に基くことを要求した。西ドイツにおける帝國主義が既に再び法喪失性というテロルの支配方法に移行した事実をみると、國家学の課題は、民主的・反ファシズム的合法性、つまり、裁判所と市民をあらゆる明確さと徹底性をもって法規に拘束すること、を浮ぼりにすることであろう。」<sup>(二五)</sup>

ここでは上部構造の積極的役割というテーゼが「上からの合法性」の理解として受けとめられたと言つてよいであらう。このとらえ方は同年末十二月十三日、十四日両日開かれた党理論家集會のクレーゲル教授の報告にも見受けられる。

「わが法律学の仕事における主要な欠陥は、法律学における形式主義、即ち、上部構造の形態としての法形態の問題を土台における経過から抽象すること、が克服されていないことであると思う。……法律学は、法規則を客觀的な經濟法則から説明せねばならない。ブルジョアの合法性は常に近代資本主義の經濟的基本法則の貫徹にのみ奉仕し得る。……このような考察方法からのみ、わが秩序における合法性、法、は社会主義の建設における強力なテコとして適用されうる。」<sup>(二六)</sup>

この上部構造の積極的役割を社会主義の法嚴守という上からの合法性として受けとめた理解の仕方は、また、当時漸くにして形をなした犯罪論体系とも好都合にも照応した。即ち資本主義後期の規範主義刑法理論（實質的違法論・規範的責任論）が合法性の崩壊によって帝國主義に奉仕したのに対して、社会主義刑法理論は合法性を守るといふ立場であった。ゲラーツの当時の論文がこのことを強く主張した。<sup>(二七)</sup>この犯罪論体系こそレクシャスの過失論を直接に規定した要因でなければならぬ。

三 犯罪論体系において考えねばならないのは、故意犯と過失犯とを統一した責任概念の構成の努力であった。これじたいは決して教条主義という今回の批判の対象とさるべきではない。それは科学的抽象、体系のために必要な操

作であるから。もし批判があるとすれば、社会主義社会における具体的な犯罪原因の研究が遅れていたために、すべての過失犯、或はある種の故意犯をも含めて、犯罪論を建てようとしたところにある。過失犯じたいをも階級対立の表現(反革命犯罪とくに重大な犯罪)たるものと、勤労大衆じたいの矛盾の表現(それ以外の大部分の犯罪)とに二分して、夫々異った階級性をもつものとして把握し、それぞれえの国家権力や社会団体の対応策を考うべきであった。そうしたとき、依然として重大犯罪に組入れられた過失犯と故意による反革命犯罪との共通の本質規定の問題は残るであろう。今回の批判が出た後で考えると、すべての犯罪を一樣に階級対立の表現とみることの不自然さも、また犯罪二分説の至極の当然さも、明白な事実であるように思われるのに、これ程の論争と時間を必要としたことに教条主義の非生産性があるのである。しかし、ここで、更に、過失犯を一樣に故意犯に、しかも反革命犯罪によせて統一したことについてそれなりの理論的な原因があったに違いない。私はそれを、レクシヤスの理論に見られるヴィシンスキーの過失論の影響と更に、それをも包んでいる過失犯の現実の社会にもつ実体的意味についてのレクシヤスの特殊の受けとめ方の二点に見ることができると思う。

四 レクシヤス自身がこの論文で引用しているように、ヴィシンスキーの過失の見解が彼の理解に大きく影響していることが認められる。レクシヤスは、ソヴェト・アゼルバイジャン号の爆発沈没事件についてのヴィシンスキーの論告を引用している。この事件は単純な過失事件ではないが、水上運輸規則の違反から生じた石油船の航行中の爆発、沈没による二十七人の船員の死亡と船舶の沈没という海難事故である。この論告の趣旨はレクシヤスの過失論との共通性を認めることができるので、暫くヴィシンスキーの論告に触れよう。<sup>七八</sup>

事件の概要は次の如くであった。

一九三五年五月二六日アゼルバイジャン号は甲地で一・二七トンのネフチェダーク石油(発火点摂氏二十六度)を積みこんだ。こ

の石油は積荷種類第一類に属する特に火気についての危険物であった。ところがアゼルバイジャン号は二級船舶であったのでこれを積込む資格はなかった。五月二十八日、ソヴエト号で曳航されていたアゼルバイジャン号は乙地に向う航行中、二時十五分頃爆発を生じ火災を起した。アゼルバイジャン号の乗組員の一部がその爆発で命を失ったが生存者があった。爆発後直ちにソヴエト号は曳索を切断し、最高速度を出して四十五分間アゼルバイジャン号から離れた。アゼルバイジャン号の生存者は、ソヴエト号を呼んだがソヴエト号は救助を放棄したので、絶望した七人の乗組員は一雙のボートの水におろして現場を離れ、残りの人々は海にとびこんだ。

四十五分後八海里離れたところで始めてソヴエト号は反対の方向をとり、火災を起したアゼルバイジャン号に接近し、時に五時四十分頃であった。つまり二時間四十分かかってゆっくり接近した訳である。生存者を二度救助した後、アゼルバイジャン号をそのままにして乙地にむけ航路をとった。

乙地からジャパリゼ号が派遣された。五月三十日五時十分頃アゼルバイジャン号に到達した。船長は何ら消火の手段をとらなかつたばかりか、アゼルバイジャン号の上に積んであったまだ火のついていない石油タンクに火のうつらないように蓋をとじるように命令することすらしなかつた。二十時五十分頃、第二の爆発を生じ、六月一日四時十五分頃アゼルバイジャン号は深海に姿を消した。

五月二十九日の夜から三十日にかけてカスピ航路局においてはソビエト号がアゼルバイジャン号を放棄したことは解っていた。ところが航路局は五月三十一日の十七時に至るまで救助や調査のための何らの手段もとらなかつた。

五月三十一日一九時四十五分頃、バクーから派遣されたラファルグ号はアゼルバイジャン号沈没前四十五分前に事故現場についてた。

結局本件事故により、火災と溺死のため二十七人の海員が生命を失った。

事件は一九三五年八月二十五日から九月一日までバクーにソ連の最高裁水上運輸部法廷を移して裁判された。

(本件ではソビエト号船長クリボノソフ、死刑、同号政治顧問ミグーシチェンコ、十年自由剝奪、同機関一級技師長チエボターレフ、八年自由剝奪、ジャパリーゼ号船長シネンコフ及びカスピ海上保安四部長消火司令技師長ヒブシマン、以上二名五年自由剝奪、カスピ海上保安四部長スタインホルツ、ソヴェト号二級士官ナスターシェフ、同号三級士官トカレンコ、カスピ船舶登録監督部長ウスチモヴィチ、以上四名三年自由剝奪、ソヴェト号第二機関長ブシーリン、ソヴェト号舵手ソコロフ、甲港港灣司令ベリチコ、以上三名二年自由剝奪、ソヴェト号水夫クルツォフ、一年半自由剝奪、ソヴェト号水夫アホーニン、カスピ船舶登録監督官ワグネンコ、以上二名一年強制労働、労賃一割五分引、同監督部長代理ワグネンコ、ソヴェト号第一機関長ムチタールヤン、ポンプ係長ジェルキン以上三名三カ月改善強制労働、条件付、一年執行猶予、カスピ航路局前航路部長サンコ、ソヴェト号一級士官ミセル、三年自由剝奪。)

本件で過失犯にとって特に関係があるのは規定に違反している石油の積載をとめなかったカスピ航路局航路部長サンコに関する部分であり、レクシャスもここから引用している。

「サンコはネフテダーク石油の絶対的危険性を知っていたが、彼は、その危険性の程度について十分な表象を全くもたなかったと自ら弁解することはできない。既にそのことだけで国家に対する重大な犯罪の告白である。何故なら吾々は『私は全然知らなかったのだからそれは私が答責的でもないということだ』という立場には立たないからである。吾々は不知についても答責性を要求する。吾々はあれこれの管理や個々の管理業務についている人々は彼らが知らねばならぬことを知っておるように要求する。しかるに、それを知らないときは、この不知が彼らの業務の失策や何かの事故の原因である限り、彼らはその不知について答責せねばならない。」

ここには「不知」についての責任が問われている。勿論石油の積載をやめなかったことが爆発、船舶火災、人的事故の原因であったことについての責任(旧ロシア刑法五九条三のイ)に基く責任—運輸規則の違反によって生じた人的物的事故を構成要件とする)を問われている。本条は結合犯であって、故意の運輸規則の違反とそこから生じた過失

による重大な物的事故を構成要件の典型とするであろうが、サンコについては過失の規則違反で責任が肯定されている。ここでは、「国家に対する重大な犯罪」としてとらえられていることが重要である。サンコに関する限り、「人民の敵」よばわりはしていない。しかし、同条でサンコと同じく三年の自由剝奪の刑をうけた海上保安部長やソヴェト号の三級士官（爆発後の救助作業の懈怠に関する部分）についてヴィンスキーは激しい調子で「人民の敵」とよんでいる。カスピ船隊、航路局全体にそこにいる勤務者の間に一連の労働規律の継続的な違反がみられ、それはこれらの人々に資本主義的な倫理、仕事ぶり、規律が意識の中に残っていることの現れであるとし、プロレタリア的労働規律（「一人は万人のために」）こそ社会主義建設の新しい要求であり、とるに足りない程度であってもソヴェト的規律の基本支柱を動揺せしめる態度を黙って許す訳にいかない。運輸機構の各部分がよく組織され、労働規律が守られてこそ運輸業務は遂行される。このように労働規律の重要性を指摘した後で次のようにのべている。

「吾々の裁判手続は、われわれのボルセビキ的批判のもっとも鋭い道具の一つである。吾々が批判と自己批判の方法を最も広く利用する場合にのみ、真の規律、真のソヴェト幹部を創造することができる。……規律がなければ運輸などあり得ない。同じように、規律なしには社会主義はあり得ない。規律の敵は、プロレタリア、国家の敵であり、社会主義の敵である。」

ソヴェトにとって一九三五年前後の年は、第一次五カ年計画が終了し、農業のホルホーズ化の強行によって急速な工業化を実現して階級を消滅させ社会主義の基礎が確立された時代であった。稲子助教教授の指摘によれば、先進資本主義国からの立おくれと反ボルセビズム（日本・ドイツ）の脅威という国際緊張の中での一國社会主義という状況からくる危機意識、生れたばかりの社会主義体制（とくにホルホーズ体制）をあらゆる力で防衛しようとする国家の課題、一九三〇年の産業党事件に現れた妨害工作、三四年のキーロフ暗殺事件に初まる一連の肅清など、「ソヴェト社会史上最大の混乱」の暮があいた時代であったという。<sup>(一七)</sup> これらの一つ一つがレクシヤスが論文を書いた東独の時代的

背景と何と一見共通した要素をもっていることか。

レクシヤスが「過失も階級敵対的な心理態度である」と宣言した意識には、さきのヴィシンスキーの文章がおそろく生々しく印象づけられていたことは想像にかたくない。

しかし、注意すべきは、ヴィシンスキーのこの論告は、ロシア刑法五九条三のイについての解釈理論であった。この条文は「共和国にとって特に危険な行政秩序違反の罪」に規定されたものである。それを敢て過失犯一般の理論とした勇み足にこそ実は社会的背景の具体的影響がうかがえるのではないであろうか。

**五** 次に過失犯の実体についての特殊の受けとめ方というのは次のことである。レクシヤスはヴィシンスキーの「不知への答責任」を引用したあとで次のようにのべている。

「すべてこれらの事実から、及びとくに尚フリッツ・ランゲの与えた次の指摘から、即ち、ランゲは『無思慮・過失・官僚式やつけ仕事・労働規律の缺陷等々』を、あらゆる種類の妨害行為やサボタージュにとって格好の結節点として性格づけた——吾々は『過失は故意よりも常に重大性が少い』という主張は、全く誤っていると結論せねばならない。」<sup>(二〇)</sup>

過失行為が反革命犯罪の結節点となるという認識こそ彼が過失を「敵対的心理態度」として規定した立場を支えた現実認識であったと思う。そしてこれは、単にレクシヤス一人の受取り方ではなかったことは、引用文が示すばかりではない。ヴィシンスキーの「労働規律の敵は社会主義の敵である」という命題にも現れているし、さきに註記したピオントコウスキーの「過失も結果に対する現実的心理態度である」とする立場にも通じている。<sup>(二一)</sup>

過失犯はそれが刑事責任の外側と接した限界領域であるだけに、刑法理論の中で敏感に社会の要求を反映する領域の一つであると言える。しかも、過失犯の研究にとって古来からその概念構成にとって障碍をなしてきたのは、その心理態度と現実の結果との余りにも大きすぎるギャップであった。過失犯の結果の重大さは、とくに計画経済体制下

における生産計画の齟齬として自由経済体制以上に深刻な事件として意識されもしたであろう。このことがレクシャスらをして、過失犯も「客観的には階級敵対的な心理関係の表現である」と断言せしめた理由であろう。

六 以上でレクシャスの初期の過失論の理論的・社会的背景の考察を終える。イデオロギーの世界での相互関係はこういう単純な形式で終るべきものと考えている訳ではないが、能力と時間とがこういう形ででも発表せしめた。なお、過失概念じたいについての問題が残っているが、後期理論をとりあげる機会に廻さざるを得ない。

## む す び

レクシャスの初期の過失論とその理論的・社会的背景と題して述べてきたところを要約すれば次のようである。

レクシャスは犯罪が階級斗争の表現であるという命題から、過失犯もまた法秩序に対する敵対的な心理態度の表現であるとし、この敵対性を過失犯罪者の具体的条件下における心理過程の分析、どういう社会的機能を果たしている行為者が、どのような条件下で、何を知り、何に気づかずに行為に出たか、そこに勤労大衆の通常の心理作用との異質性を見出した。過失概念の構成じたいは吾々の通説と基本的な差異はないし、寧ろ荒らけずりでさえあるが、それだけに益々その結論の特異さが目だつ。そこでどのような理論的・社会的背景からこのような主張が生れたかを検討した。まず、第一には、西ドイツ再軍備、ナトー加入をうけて「社会主義の建設」を直接の国家の課題とした東独が内外に対して国家権力の強化を全面にうち出したこと。第二に、反革命犯罪が新しい段階に移行したと意識されたこと。次に、これらの社会的背景が国家論、法の一般理論と結合して、「上からの適法性」が主張され、これが実証主義的な犯罪論体系となり、すべての犯罪を階級斗争の表現としたこと。最後に、ところでこのような国家と法の理論、犯罪論体系の下での過失犯の構造を規定した要因として、ヴィシンスキーの過失論と、それをも支えた、社会主義社会における過失犯の実体の特殊の受けとめ方を位置づけた。

- (I) H. Benjamin/J. Lekschas/J. Renneberg/H. Weber, Die weitere Entwicklung der sozialistischen Strafrechtspflege erfordert die Ausmerzung des Dogmatismus in der Strafrechtswissenschaft, Staat und Recht, 1962. Heft 7/8, S. 1198—1221.
- (II) J. Lekschas, Bemerkungen zur Behandlung fahrlässig begangener Verbrechen, NJ. 1952, S. 351—356; J. Lekschas, Die Schuld als subjektive Seite der verbrecherischen Handlung, 1955, ss. 53; 総論教科書初版(一九五七年)の過失論を執筆したのは Renneberg であるが同趣旨である。本論文が理論の背景を主眼としたので、初期における過失概念の発展は省略した。
- (III) J. Lekschas Über die Strafwürdigkeit von Fahrlässigkeitsverbrechen, 1958, ss. 72; J. Lekschas, Zur Neuregelung der Schuld im zukünftigen Strafgesetzbuch, Beiträge zum Strafrecht, Heft 2, 1959, ss. 60; J. Lekschas, Zu einigen Fragen der Neuregelung der Schuld, NJ. 1960, S. 493—506; J. Lekschas, Zum Problem des fahrlässigen Verschuldens bei Verkehrdelikten, NJ. 1961, S. 298—305.
- (一) ウイルダウ事件は本文後述参照。ピーク事件は不詳。
- (II) Fritz Lange, Vorsitzend der Zentralen Kommission für Staatliche Kontrolle, “Über Sorglosigkeit und Fahrlässigkeit” (“Tägliche Rundschau” vom 2. Mai 1952, Nr. 109); “Um den Schutz der Arbeitskraft” (“Tribüne” vom 15. Mai 1952, Nr. 3) 直接参照し得なかった。
- (III) OG, Urteil vom 5. Juli 1952—1 Zst (I) 952 (Zwickauer Urteil) 本件の事実関係の詳細、量刑も不詳であるが、判決理由から想像される事件の概要は次の如くである。NJ. 1952, Nr. 8, s. 370ff. 継続的な労働保護規定・技術安全規定の違反から坑夫の健康生命の危険が生じていたところ、事故当日(四月一九日)坑内火災が発生した—三月三〇日にも発火していたがその火もとの除去の不完全が再発火したようである—が、この火災を発見した被告人坑夫は、報告すると消火作業・救助作業

に動員され、恋人とのデートの約束が流れることの方をおそれ報告を怠った。火災は従来からの規定違反に基く通風不備と、事故に直面した班長二人の狼狽に基く失策―通風の遮断・炭車の車どめの懈怠・九班の引上の失念―により事故が拡大し、結局四十八人の坑夫の死亡を生ぜしめた。炭坑の企業長、副長、坑夫長二名の一連の上級技師達は、反革命犯罪 (SMAD Nr. 160 違反) と労働保護規定違反 (SSAftf. VO zum Schutz der AK vom 25 Oct. 1951) の観念競合として、坑夫長一名は労働保護規定違反として、班長一名は過失致死罪 (S. 222 StGB) 他班長は過失致死罪と労働力保護規定違反の併合罪として、坑夫は未必の故意による故意殺人罪 (S. 212 StGB) として処罰された。本件の法律論として重要な問題―責務の個別化、規定違反と事故死との因果関係、規定違反と反革命犯罪との関係、過失における「狼狽」の評価の仕方など―があるが、ふれる余裕がない。ただ附言したいのは、本件事故に直面したこれら技師―机上労働者―の中で少くとも最悪の事態を避けようとして努力した唯一の技師 (坑夫長) が、自ら管理期間中に坑道に下り、三八度の熱気のある場所で気をうしないかけた経験のある技師であったことを「決して偶然でない」としている点である。現場労働者との人間的接触―これは社会主義社会で真剣にとりくまれている政策で、その具体的な実例がうかがえて感慨が深い。

(E) Dr. Alfred Kayser, Zur Schuldproblem, NJ. 1952 Nr. 10, S. 446—448:

(H) J. Renneberg, Bemerkungen zum Schuldproblem, NJ. 1952, S. 484—487, S. 537—540.

(六) 稲子恒夫・ソヴェト刑法の発展、社会主義国家の刑法、季刊法律学二七号 (昭三四) 一一三頁以下はスターリン批判を正面にすえて刑法理論の展開を試みた論作である。こういう視点のなかった筆者は啓蒙されるところ多大であった。ここでは犯罪原因論―刑罰論へのスターリン理論の反映が指摘されている。犯罪を二つの範疇に二分する思考は、責任論争・構成要件論争を経て一心かたまつたと思われる犯罪論体系を、更に二分して新しい理論体系を要求するであろうし、それがひいては、従来の近代刑法学の評価―啓蒙期自然法思想による法実証主義ブルジョア合法性に基く犯罪論体系と、その崩壊過程としての規範主義刑法理論体系 (類型としての構成要件・実質的違法論・規範的責任論)―にも何らかの影響を及ぼすものか、重大な関

心があるが、未だ明らかでない。ピオントコフスキーの近著犯罪論（一九六一年）の検討が何らかの答を示してくれるであろうが、責任論に限る限りでは従来の思考が改められていない。ただ、過失犯には結果に対する潜在的心理関係があるとするマカシヴィリ（法政研究二六巻一号一〇一頁以下、拙稿紹介参照）に対して、「彼はこの際発生した結果に対する積極的心理関係の存在を根拠なく否定していると思われる。不注意・無思慮・無頓着は、作業や行動に際して注意、熟慮・きちんと仕事をかたづけを示す潜在的可能性を証明するのみならず、発生した結果に対して、一定の現実界にリアルに存在している心理態度をも証明するものである。一定の条件の下で人の不作為が裸の $\Delta$ 無 $\nabla$ でなくて人の一定の行為であると同様に、行為の結果の発生の可能性が人に予見されていないことは、一定の条件の下では、発生した結果に対する何かある心理関係の不存在ではなくて、こういう心理関係の特別形式の存在である」（三七七—三七八頁）と、かなり無理な説明をしている。

(七) この論争については横山晃一郎・犯罪と階級斗争、法学セミナー、一九五七年十二月号六〇頁以下、藤尾彰・東ドイツ刑法学の当面する課題、社会主義国家の刑法、季刊法律学二七号三四頁以下に詳しい。これらの論作は恰も今日の東独刑法学の転開を示唆している点にすぐれたものがある。

(八) H. Melzer/H. Klotsch, Zu einigen Grundfragen des sozialistischen Strafrechts und der Strafrechtswissenschaft, NJ. 1962, Nr. 7, S. 208—217; Dr. H. Weber, Für die Überwindung des Dogmatismus in der Strafwissenschaft, NJ. 1962, Nr. 12, S. 376—383; Dogmatische Auffassungen in der Strafwissenschaft und-praxis überwunden! (無署名各巻頭論文) NJ. 1962, Nr. 14, S. 425—428など。

(九) この間の事情については、石川浩・東独における社会主義革命—人民民主主義革命の第二段階—、宮崎大学法学部紀要七号社会私学篇六一頁以下に詳しい。なお、横山晃一郎・ふたたび東ドイツの刑法補充法について、名古屋大学法政論集一六号一一〇—一一二頁参照。

(一〇) Prof. Dr. H. Kröger, Die II Parteikonferenz der SED—der Beginn einen neuen Etappe in der Entwicklu-

ng von Staat und Recht in DDR, NJ. 1952. Nr. 8, S. 337 — 340

(一一) ブーリアネック事件については NJ. 1952, Nr. 7, S. 320 (OG Urteil 1 Zst (I) 5/52) / その他の事件については NJ. 1952, Nr. 6, S. 276 (OG Urteil 1 Zst (I) 3/52) ; NJ. 1952 Nr. 6, S. 278 (OG Urteil 1 Zst (I) 4/52) ; NJ. 1952, Nr. 8. 369 (OG Urteil 1 Zst (I) 5/52) 参照。これらの判例を通じて反革命犯罪が主観的側面(目的)客観的側面(予備行為)に拡大されていく過程、及び自由化にともなう刑法補充法との関係について、横山晃一郎・東ドイツ刑法補充法とその背景、名古屋大学法政論集十二号に詳しい。この過程がソヴェトの一國社会主義以降のソヴェト最高裁の変遷と酷似しているのは興味深い。前掲・稲子論文、一三五頁参照。

(一二) NJ. 1952, Nr. 6, S. 244 (H. Benjamin, Das OG der DDR im Kampf gegen Spionage und Sabotage 論文の序文)

(一三) 前掲・稲子論文、一三六頁。

(一四) ドイツ統一社会党中委編「唯物史観の諸問題」相原文夫訳、二九七—七頁。

(一五) Bericht über die theoretische Konferenz über Fragen der Staat- und Rechtswissenschaft in Leipzig am 15. und 16. Dezember 1951, von Prof. Dr. K. Polak, NJ. 1952, Nr. 1, S. 7—12の引用。

(一六) Prof. Dr. H. Kröger, Stalin's Arbeit "Ökonomische Probleme des Sozialismus in der UdSSR" und einige Fragen der Rechtswissenschaft, NJ. 1953, Nr. 2, S. 33-35.

(一七) H. Gerats, Einige Fragen der Rechtswissenschaft und der Rechtspraxis im Lichte der Arbeiten Stalins über der Marxismus und die Fragen der Sprachwissenschaft, NJ. 1951, Nr. 9, S. 402ff, Nr. 10, S. 455ff. なお、彼は、当時の刑法理論、判例理論の中に、法の無党派性の理論が存在し、判例においても公然と、「帝國裁判所もそうである」とか「シェンケを見よ」とか「通説によれば」とかによってフランク、コールラウシ、その他西独の教科書やコンメン

タールが引用されていることを指摘する。このことは、レクシヤスも述べている。レクシヤスは東独の大学で公然とヴェルチェルの目的行為論が講義され、学生に有害な結果を及ぼしているという。マルクシズムの講義はうけたが、法律学はそれと無関係だという「複線性のねむり」Zweispurigkeitsschlaf から醒めることが司法民主化の第一歩であると。J. Lekshas, Zum Aufbau der Verbrecherlehre, 1952, S. 9. 規範主義理論との斗争こそ彼らの作業の第一の課題であったことがうかがえるし、それが又初期の理論の限界をなしたと言えよう。

(一八) A. J. Wyszinski, Gerichtsreden, 1952, S. 236—303.

(一九) 前掲・稲子論文、一國社会主義時代と刑法時代の項、参照。

(二〇) J. Lekshas, a. a. o, NJ. 1952, S. 353.

(二一) この過失の理解は、反革命的でない一般の犯罪の本質に連なることにもなっているので、今回の自己批判の一つの問題点となった。Vgl. Staat und Recht, 1962, S. 1218.